



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年12月6日金曜日 第567号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県内水面漁場管理委員会委員の選任.....（水産課）... 852

海岸保全区域の指定の一部改正.....（漁港課）... 852

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（4件）.....（東予地方局環境保全課）... 853

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（ " ）... 864

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 865

道路の供用開始（県道大島環状線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 866

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 866

土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）... 866

道路の区域変更（県道松山川内自転車道線）.....（中予地方局管理課）... 866

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 866

開発行為に関する工事の完了（3件）.....（中予地方局建築指導課）... 866

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 867

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 867

道路の区域変更（県道十和吉野線外）.....（南予地方局管理課）... 868

道路の供用開始（県道奈良近永線）.....（ " ）... 868

公 告

土木設計積算システム用プリンタ（2台）の借入れ.....（土木管理課技術企画室）... 868

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1062号

漁業法（昭和24年法律第267号）第172条第2項の規定により、愛媛県内水面漁場管理委員会委員として、次の者を令和6年12月1日選任した。

令和6年12月6日

愛媛県知事 中村時広

種 別	氏 名	住 所	職 業
漁業者代表	岡村重治	愛媛県西条市中野甲1310番地	団体役員
	本多義雄	愛媛県伊予郡松前町中川原548番地	現職委員

	高田光一	愛媛県北宇和郡鬼北町大字出目1991番地	現職委員
採捕、養殖又は増殖をする者の代表	白石勝久	愛媛県松山市中村二丁目8番6号	団体役員
	鈴木貴明	愛媛県松山市来住町440番地9	団体役員
学識経験者	畑啓生	愛媛県松山市文京町2番5号	大学教授
	斉藤智子	愛媛県松山市菅沢町乙642番地3	NPO法人代表
	垣原登志子	愛媛県松山市石手五丁目5番29号	大学教授
	山本貴仁	愛媛県西条市大町195番地1	NPO法人代表
	天野通子	愛媛県松山市樽味三丁目5番7号	大学准教授

○愛媛県告示第1063号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月6日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区域
1・2 省略						1・2 省略					
1～98 省略						1～98 省略					
99	豊後水道東沿岸 真穴漁港海岸 真網代地区海岸	省略				99	豊後水道東沿岸 真網代漁港海岸	省略			
	豊後水道東沿岸 真穴漁港海岸 大釜地区海岸	省略					100	豊後水道東沿岸 大釜漁港海岸	省略		
	豊後水道東沿岸 真穴漁港海岸 穴井地区海岸	省略				101	豊後水道東沿岸 穴井漁港海岸	省略			
100及 び101	廃止										
102～ 183 省略						102～ 183 省略					

○愛媛県告示第1064号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年12月6日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町1丁目10番1号

3 特定施設に関する事項

(1) LCPトレイ洗浄機No.1

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第33号 口 水洗施設
特定施設の能力	1日当たりトレイ1,700枚処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手1か月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 5.0～9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 10
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	磷含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 32 最大 48	

備考 特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和53年 8月31日		
処理施設の種類及び型式	沈降分離処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	集水槽： 縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5メートル 沈降槽： 縦 200メートル 横 10メートル 高さ 2.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり40,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降分離処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 12.5 最大 20.0	通常 12.5 最大 20.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15.0 最大 50.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.0 最大 35.0	通常 4.0 最大 35.0
	炭含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.04 最大 15.00	通常 1.04 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 22,454 最大 29,537	通常 22,454 最大 29,537	

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(2) No.3 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和49年 6月1日		
処理施設の種類及び型式	沈降分離処理、中和処理		
処理施設の構造	土堰堤型式		
処理施設の主要寸法	沈降槽： 縦 95メートル 横 60メートル 深さ 2メートル 中和槽： 縦 48メートル 横 60メートル 深さ 2.2メートル		
処理施設の能力	1日当たり50,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降・中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 14.0 最大 20.0	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.2 最大 35.0	通常 2.2 最大 35.0
	炭含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.01 最大 15.00	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 37,392 最大 40,988	通常 37,392 最大 40,988	

備考 汚水等は、No.3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 12.5 最大 20.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.0 最大 35.0
	炭含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.04 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 22,454 最大 29,537	

(2) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 33.0 最大 50.0

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	2.2
		最大	35.0
	炭含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	1.01
		最大	15.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	37,392
		最大	40,988

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1065号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年12月6日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設に関する事項
(1) Z-713

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。別表第1第46号）ろ過施設		
特定施設の能力	1日当たり12立方メートル処理		
設置年月日	平成17年7月9日		
使用開始の予定年月日	許可後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	2.0~3.0
		最大	2.0~3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	45,000
		最大	67,500
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	650	
	最大	975	
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1,200	
	最大	1,800	

	炭含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	120
		最大	180
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	5.0
		最大	7.5

備考 特定施設の汚水等は、シアン排水処理設備（北特排）へ送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日			
処理施設の種別及び型式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥			
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製			
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル			
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	散気式活性汚泥処理			
処理施設の使用時間間隔	連続			
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし			
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	
		水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	547.1	通常 113.2
		最大	1,242.1	最大 184.2
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	590.7	通常 29.0
		最大	862.1	最大 69.6
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	617.3	通常 249.1
最大		717.6	最大 249.1	
炭含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	30.2	通常 4.4	
	最大	68.9	最大 11.5	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 14,911 最大 17,943	通常 14,911 最大 17,943	

(2) OBT酸素曝気式活性汚泥処理施設

設置年月日	平成21年1月31日		
処理施設の種別及び型式	中和、酸素曝気式活性汚泥、凝集、沈殿		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		

処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	酸素曝気式活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 629.1 最大 1,162.6	通常 124.7 最大 287.7
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 245.5 最大 881.5	通常 18.0 最大 71.4
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 959.0 最大 1,500.2	通常 174.7 最大 212.3
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.7 最大 31.9	通常 2.2 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,619 最大 10,200	通常 8,619 最大 10,200	

(3) シアン排水処理設備

設 置 年 月 日	昭和60年3月30日		
処理施設の種類及び型式	攪拌機付コンクリート槽		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル 4槽		
処理施設の能力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	晒液酸化分解処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,344.7 最大 1,867.0	通常 1,336.8 最大 1,859.0

浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	45	通常 45
	最大	77	最大 77
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 531 最大 636	通常 529 最大 633
燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01	通常 0.01
	最大	0.01	最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	1,834	通常 1,845
	最大	2,369	最大 2,380

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14.5 最大 35.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 29.0 最大 70.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25.1 最大 100.0
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.57 最大 3.00
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 238,668 最大 320,611

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 20 最大 20	

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第1066号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年12月6日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751
代表取締役社長 小澤 英彦
- 2 事業場の名称及び所在地
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
西条工場
西条市ひうち8 - 6
- 3 特定施設に関する事項
(1) E - 94

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第63号 水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり3立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.8~2.0 最大 1.8~2.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	10
	最大	10

4 汚水等の処理施設に関する事項

- (1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処理施設の種 類 及 び 型 式	弗素含有廃水処理施設		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート、FRP、SS製、エポキシ樹脂		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 15,550ミリメートル 横 20,250ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
		水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.13 最大 9.5
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 25 最大 40	通常 15 最大 35
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50	通常 29.5 最大 49.5
	磷含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 278	通常 4.51 最大 7.45
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	1,630	通常 1,630
	最大	1,680	最大 1,680

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処理施設の種 類 及 び 型 式	酸アルカリ廃水中和処理施設		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート、エポキシ樹脂		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 6,050ミリメートル 横 18,950ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~10.0 最大 3.0~10.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.91 最大 9.36	通常 7.91 最大 9.36
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 52.77	通常 28.7 最大 52.77
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.35 最大 7.96	通常 1.35 最大 7.96
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 7.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24.5 最大 40.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.3 最大 40.0
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.99 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 8,295 最大 9,000

備考 この他に、雨水専用排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第1067号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年12月6日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋5丁目11番3号

代表取締役 松本 伸弘

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場

新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

(1) 第3工場濃縮装置No.1

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積12.9平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
		通常 17 最大 18

備考 アンモニア回収施設及びNo.1汚水処理施設で処理し放流する。

(2) 第4西工場濃縮装置No.1

特定施設の種別	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積6.6平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 28 最大 34

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(3) 第4西工場濃縮装置No.2

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積6.6平方メートル処理	
工事の着手予 定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予 定年月日	着手2か月後	
使用開始の予 定年月日	完成の翌日	
特定施設の使 用時間間隔	連 続	
特定施設の1 日当たりの使 用時間	24時間	
特定施設の使 用の季節的変 動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)		通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日 当たりの量 (単位 立方 メートル)		通常 28 最大 34

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(4) 第4西工場濃縮装置No.3

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積6.6平方メートル処理	
工事の着手予 定年月日	許可後直ちに	

工事の完成予 定年月日	着手2か月後	
使用開始の予 定年月日	完成の翌日	
特定施設の使 用時間間隔	連 続	
特定施設の1 日当たりの使 用時間	24時間	
特定施設の使 用の季節的変 動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)		通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日 当たりの量 (単位 立方 メートル)		通常 28 最大 34

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(5) 第4西工場濃縮装置No.4

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積6.6平方メートル処理	
工事の着手予 定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予 定年月日	着手2か月後	
使用開始の予 定年月日	完成の翌日	
特定施設の使 用時間間隔	連 続	
特定施設の1 日当たりの使 用時間	24時間	
特定施設の使 用の季節的変 動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)		通常 0.6 最大 1.6

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 28 最大 34
----------------------------	----------------

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(6) 第4西工場濃縮装置No.5

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積6.6平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 28 最大 34	

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(7) 第4西工場濃縮装置No.6

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積6.6平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 28 最大 34	

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(8) 第4西工場濃縮装置No.7

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 28 最大 34	

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(8) 第4西工場濃縮装置No.7

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積6.6平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 28 最大 34	

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(9) 第4西工場濃縮装置No.8

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積6.6平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	

工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 28 最大 34	

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(10) 第4西工場濃縮装置No.9

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積6.6平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 28 最大 34
------------------------	----------------

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(11) 第4西工場濃縮装置No.10

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積6.6平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 28 最大 34	

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(12) 電池研究所フィルタープレスNo.4

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能 力	ろ過面積2.12平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1.5 最大 3.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 3
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.4 最大 0.8

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(13) 電池研究所フィルタープレスNo.5

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特 定 施 設 の 能 力	ろ過面積1.59平方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手2か月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.2 最大 0.4

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(14) 電池研究所フィルタープレスNo.6

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設
特 定 施 設 の 能 力	ろ過面積0.53平方メートル処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに

工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手2か月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
	通常 最大	0.4 0.8

備考 アンモニア回収施設及びNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処 理 施 設 の 種 類 及 び 型 式	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 構 造	SUS、SS、FRP、ポリエチレン及びポリプロピレン製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 77メートル 横 55メートル 高さ 8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり6,480立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和方式及び凝集方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 9.3 最大 14.1	通常 9.3 最大 14.1
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 13.0 最大 51.7	通常 13.0 最大 51.7
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.30 最大 1.18	通常 0.30 最大 1.18
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4,796 最大 6,125	通常 4,796 最大 6,125

備考 処理水は特定排水以外の排水と合流させ、No.1工場排水口より岩鍋川に排出する。

(2) No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処理施設の種類及び型式	物理化学的処理		
処理施設の構造	SUS、SS、FRP、ポリエチレン及びポリプロピレン製		
処理施設の主要寸法	縦 26メートル 横 15メートル 深さ 5メートル 縦 32メートル 横 25メートル 深さ 14メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,550立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	蒸留方式、酸化方式及び電気分解方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~11 最大 5~11	通常 9~12 最大 9~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,600 最大 2,000	通常 80 最大 110
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5,400 最大 6,480	通常 30 最大 37
燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 1	通常 0.2 最大 1	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 260 最大 315	通常 260 最大 315	

備考 処理水は、No.1汚水処理施設へ排水する。

(3) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処理施設の種類及び型式	物理化学的処理		

処理施設の構造	SUS、SS、FRP、ポリエチレン及びポリプロピレン製		
処理施設の主要寸法	縦 44メートル 横 46メートル 深さ 21メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,040立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	pH調整方式及び蒸留方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,198 最大 11,000	通常 11.6 最大 120
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6	通常 0.6 最大 1.6
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,630 最大 2,005	通常 1,630 最大 2,005

備考 処理水は、No.1汚水処理施設へ排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 9.9
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.5 最大 32.2
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.26 最大 1.15
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 7,000 最大 9,150	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1068号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和6年12月6日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第37号口、第46号口、第74号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む）及び排出水の量（排水系統別の量を含む）

5 特定施設に関する事項

(1) 2T-401/2E-402

備考 排水は液中燃焼設備（3CT）から液中燃焼設備（5CT）で焼却処理する。

(2) 2T-402

備考 排水は液中燃焼設備（3CT）から液中燃焼設備（5CT）で焼却処理する。

(3) 2D-406

備考 排水は液中燃焼設備（3CT）から液中燃焼設備（5CT）で焼却処理する。

(4) 53T-804

		変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,000 最大 7,500	通常 3,500 最大 5,000

(5) Z-765

		変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6~8 最大 6~8	通常 (4HBA製造時) 2~3 (LC7-07製造時) 6~8 最大 (4HBA製造時) 2~3 (LC7-07製造時) 6~8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 75	通常 (4HBA製造時) 45,000 (LC7-07製造時) 50 最大 (4HBA製造時) 45,000 (LC7-07製造時) 75

浮遊物質 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 (4HBA製造時) 650 (LC7-07製造時) 1未満 最大 (4HBA製造時) 650 (LC7-07製造時) 1未満
窒素含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 (4HBA製造時) 1,200 (LC7-07製造時) 0.1未満 最大 (4HBA製造時) 1,200 (LC7-07製造時) 0.1未満
燐含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 (4HBA製造時) 120 (LC7-07製造時) 0.01未満 最大 (4HBA製造時) 120 (LC7-07製造時) 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 2.5 最大 3.8	通常 (4HBA製造時) 5.0 (LC7-07製造時) 2.5 最大 (4HBA製造時) 7.5 (LC7-07製造時) 3.8

(6) NBT 新居浜総合排水処理施設

		変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 108.0 最大 184.2	通常 113.2 最大 184.2
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 24.4 最大 69.6	通常 29.0 最大 69.6
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 210.7 最大 240.9	通常 249.1 最大 249.1
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.8 最大 11.5	通常 4.4 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 17,662 最大 21,339	通常 14,911 最大 17,943	

(7) OBT 酸素曝気式活性汚泥処理施設

		変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 123.5 最大 287.7	通常 124.7 最大 287.7
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 17.5 最大 71.4	通常 18.0 最大 71.4
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 183.6 最大 212.3	通常 174.7 最大 212.3

	燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.1 最大 5.4	通常 2.2 最大 5.4
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,854 最大 10,472	通常 8,619 最大 10,200

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT 新居浜総合排水処理施設

		変更前		変更後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルに つきミリグ ラム)	通常 521.8 最大 1,242.1	通常 108.0 最大 184.2	通常 547.1 最大 1,242.1	通常 113.2 最大 184.2
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 495.9 最大 862.1	通常 24.4 最大 69.6	通常 590.7 最大 862.1	通常 29.0 最大 69.6
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 522.0 最大 717.6	通常 210.7 最大 240.9	通常 617.3 最大 717.6	通常 249.1 最大 249.1
	燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 26.1 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5	通常 30.2 最大 68.9	通常 4.4 最大 11.5
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,662 最大 21,339	通常 17,662 最大 21,339	通常 14,911 最大 17,943	通常 14,911 最大 17,943

(2) OBT 酸素曝気式活性汚泥処理施設

		変更前		変更後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルに つきミリグ ラム)	通常 623.0 最大 1,162.6	通常 123.5 最大 287.7	通常 629.1 最大 1,162.6	通常 124.7 最大 287.7
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 239.3 最大 881.5	通常 17.5 最大 71.4	通常 245.5 最大 881.5	通常 18.0 最大 71.4
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,007.4 最大 1,500.2	通常 183.6 最大 212.3	通常 959.0 最大 1,500.2	通常 174.7 最大 212.3
	燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9.4 最大 31.9	通常 2.1 最大 5.4	通常 9.7 最大 31.9	通常 2.2 最大 5.4
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,854 最大 10,472	通常 8,854 最大 10,472	通常 8,619 最大 10,200	通常 8,619 最大 10,200

(3) SCT 液中燃焼設備

		変更前	変更後
処理施設の能力		1日当たり処理液10 6トン処理	1日当たり処理液15 6トン処理

処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルに つきミリグ ラム)	通常 45,103 最大 79,774	通常 10 最大 20	通常 82,893 最大 107,825	通常 10 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9,981 最大 13,991	通常 50 最大 100	通常 9,147 最大 12,566	通常 50 最大 100
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 93 最大 106	通常 240 最大 398	通常 103 最大 120	通常 265 最大 450

備考 2T-401/2E-402、2T-402及び2D-406の廃液を追加で焼却処理する。

(4) 北特排 シアン排水処理設備

備考 処理の系統を変更する。

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口(既設)

汚水等の汚 染状態の値	項目	変更前	変更後
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルに つきミリグ ラム)	通常 16.2 最大 35.0	通常 14.5 最大 35.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 28.7 最大 70.0	通常 29.0 最大 70.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 28.4 最大 100.0	通常 25.1 最大 100.0
	燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.61 最大 3.00	通常 0.57 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 251,231 最大 335,105	通常 238,668 最大 320,611

(2) 東総合排水口(既設)

		変更前	変更後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 17,174 最大 33,000	通常 20 最大 20

備考 この他に雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第1069号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年12月6日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	玉井敏久	西条市丹原町高松甲1351番地1

○愛媛県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大島環状線	今治市吉海町泊363番2から 同町泊393番2まで	令和6年12月6日

○愛媛県告示第1071号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市余戸土地改良区から次のとおり役員が、退任した旨の届出があった。

令和6年12月6日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	川口 俊一	松山市余戸中3丁目3-7

○愛媛県告示第1072号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年12月6日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

○愛媛県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	松山川内自転車道線	東温市牛渕字割木59番2地先から 同市牛渕字割木120番8地先まで	旧	メートル 42~42	キロメートル 0.267	
			新	42~94	0.280	

○愛媛県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山川内自転車道線	東温市牛渕字割木59番2地先から 同市牛渕字割木120番8地先まで	令和6年12月6日

○愛媛県告示第1075号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年12月6日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
6中局建(開)第21号 令和6年11月26日	伊予郡砥部町麻生197番1、200番12、200番13	松山市東本一丁目6番10号1F 株式会社 松山中央不動産

○愛媛県告示第1076号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年12月6日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
6中局建(開)第20号 令和6年11月26日	東温市北方字古宮甲2568番8	東温市北方3113番地1 稲積 佑介

○愛媛県告示第1077号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年12月6日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
6中局建(開)第22号 令和6年11月27日	伊予郡松前町大字徳丸字諏訪1307番4	伊予郡松前町大字徳丸1213番地2 浅田 佑介 浅田 真未

○愛媛県告示第1078号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和6年12月6日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700447	合同会社清流	愛媛県大洲市若宮277番地3ハイツクローバー201	清水 直美	就労継続支援B型	就労継続支援B型 凜	愛媛県大洲市若宮24-1	令和6年10月1日
3810700454	株式会社クロス・サービス	愛媛県松山市来住町1458番地4	岡部 純二	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所ばする	愛媛県大洲市東大洲31-2	令和6年11月1日

○愛媛県告示第1079号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年12月6日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813600123	一般社団法人うちこ就労支援福祉会	愛媛県喜多郡内子町城廻613番地1	佐野 善徳	就労継続支援B型	ほうしこ作業所	愛媛県喜多郡内子町城廻613番地1	令和6年10月31日

○愛媛県告示第1080号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川977番地先	旧	メートル 3.9~10.8	キロメートル 0.041	
		北宇和郡松野町大字奥野川977番	新	6.4~11.5	0.041	
"	奈良近永線	北宇和郡鬼北町大字近永1107番3地先から 同大字1107番5地先まで	旧	6.0~6.4	0.013	
		北宇和郡鬼北町大字近永1107番3から 同大字1107番5まで	新	12.4~13.4	0.013	

○愛媛県告示第1081号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	奈良近永線	北宇和郡鬼北町大字近永1107番3から 同大字1107番5まで	令和6年12月6日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年12月6日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土木設計積算システム用プリンタ（2台）の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
土木設計積算システム用プリンター式
（カラープリンタ2台、搬入、設置、調整、撤去、保守一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書による。
- (4) 借入期間
令和7年2月1日から令和12年1月31日まで
- (5) 借入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 国及び地方公共団体等とP.C・プリンタ等の事務用機器のレンタル、リースの契約実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課技術企画室
企画調整G
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2647

- (2) 入札書の受領期限及び提出先

令和6年12月16日（月） 午前10時00分
愛媛県庁第1別館4階土木管理課内協議スペース

- (3) 開札の日時及び場所

令和6年12月17日（火） 午前10時00分

愛媛県庁第1別館4階土木管理課内協議スペース

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 申請書の受付時期
令和6年12月9日（月）から12月11日（水）までの執務時間中
- イ 受付場所
3の(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Printer
2 units
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 16 December 2024
- (3) For further information, please contact: System Administration Section, Technology and Planning Office, Public Works Administration Division, Administration Subdepartment, Public Works Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2647